

掛川市規則第16号

掛川市会計規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成28年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市会計規則の一部を改正する規則

掛川市会計規則（平成17年掛川市規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第54条関係）

設 置 箇 所		出納員となる者	委 任 事 務
総務部	行政課	課長の職にある者	所管に属する事務事業に係る収入金及び歳入歳出外現金の収納及び保管
	財政課		
	管財課		
	納税課		
	市税課		
	資産税課		
企画政策部	企画政策課		
	生涯学習協働推進課		
	地域支援課		
	文化振興課		
	I T 政策課		
	市民課		
健康福祉部	福祉課		
	高齢者支援課		
	保健予防課		
	国保年金課		
	地域医療推進課		
こども希望部	こども政策課		
	こども希望課		
環境経済部	環境政策課		
	産業労政課		
	商業観光課		
	農林課		
	お茶振興課		

都市建設部	都市政策課		
	土木課		
	下水整備課		
	維持管理課		
危機管理部	危機管理課		
支所		支所長の職にある者	
出納局		出納局次長の職にある者	会計管理者が命ずる収入金の収納
教育部	学務課	課長の職にある者	所管に属する事務事業に係る収入金及び歳入歳出外現金の収納及び保管
	学校教育課		
	社会教育課		
	図書館	館長の職にある者	
議会事務局		局長の職にある者	
監査委員事務局		局長の職にある者	
消防本部	消防総務課	課長の職にある者	
	予防課		

別表第2（第54条関係）

設 置 箇 所		分任出納員となる者	委 任 事 務
総務部	行政課	所属職員のうち出納員から委任を受けた者	所管に属する事務事業に係る収入金及び歳入歳出外現金の収納及び保管
	財政課		
	管財課		
	納税課		
	市税課		
	資産税課		

企画政策部	企画政策課
	生涯学習協働推進課
	地域支援課
	文化振興課
	I T 政策課
	市民課
健康福祉部	福祉課
	高齢者支援課
	保健予防課
	国保年金課
	地域医療推進課
こども希望部	こども政策課
	こども希望課
環境経済部	環境政策課
	産業労政課
	商業観光課
	農林課
	お茶振興課
都市建設部	都市政策課
	土木課
	下水整備課
	維持管理課
危機管理部	危機管理課
支所	
出納局	
教育部	学務課
	学校教育課
	社会教育課
	図書館

議会事務局			
監査委員事務局			
消防本部	消防総務課		
	予防課		

様式第1号、様式第4号及び様式第5号中

「

副市長	財 政 担 当				会 計 管理 者
	部 長	課 長	主 幹	係 長	
部 長	所 属 長	主 幹	係 長	起 票 者	部 室 長

を

」

「

副市長	副市長	財 政 担 当				会 計 管理 者
		部 長	課 長		係 長	
部 長		所 属 長		係 長	起 票 者	部 室 長

に改める。

」

様式第8号中

「

財 政 担 当				会 計 管理 者	出 納 局 次 長	係
部 長	課 長	主 幹	係 長			
所 属 長	主 幹	係 長	起 票 者			

を

」

副市長	財 政 担 当				会 計 管 理 者	出 納 局 次 長	係
	部 長	課 長		係 長			
	所 属 長		係 長	起 票 者			

に改める。

様式第9号（その1）から様式第9号（その3）までの規定、様式第34号（その1）及び様式第34号（その2）中

副市長	財 政 担 当				会 計 管 理 者
	部 長	課 長	主 幹	係 長	
部 長	所 属 長	主 幹	係 長	起 票 者	部 室 長

を

副市長	副市長	財 政 担 当				会 計 管 理 者
		部 長	課 長		係 長	
部 長		所 属 長		係 長	起 票 者	部 室 長

に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。